

# 新潟県庁舎前敷地利用社会実験実施要領 ～“あなたも利用してみませんか”気軽にお問い合わせください～

## 1 趣旨

県庁舎移転 40 周年を節目とした県庁舎前敷地等有効活用事業の具体的な取組として、正面前庭及び県庁の森を、誰もが気軽に集まり、交流できるイベントスペースとして開放・整備するための課題やニーズを把握するため、県庁前敷地の利用を希望する者を広く募集し、試行的に利用していただく社会実験を実施します。

実施結果等を踏まえた整備を実施することにより、県庁前敷地の賑わいを創出していきます。

### 社会実験（トライアル・サウンディング）とは

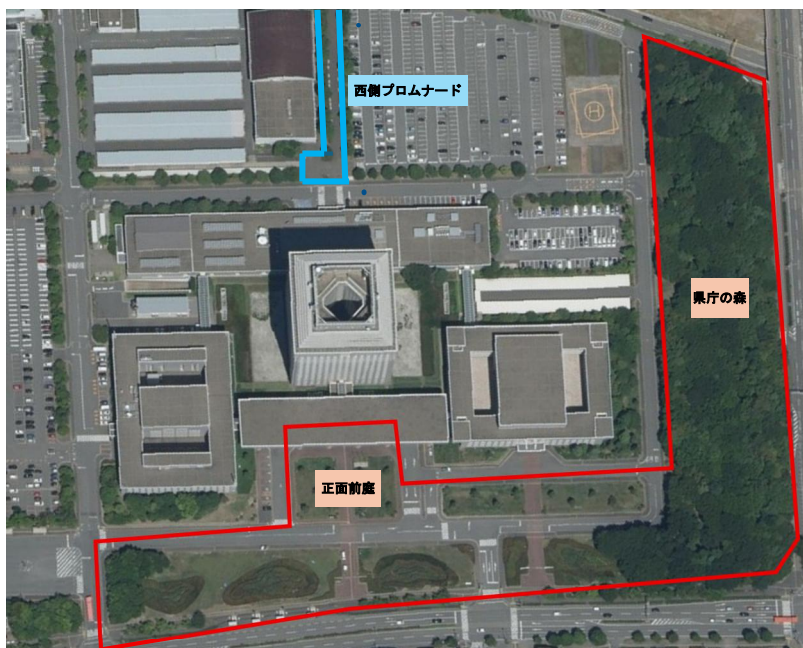
行政が活用したい公共空間について、利用を希望する者に一定の期間を設けて試行的に利用してもらい社会実験的手法です。

行政は公共空間の市場性や課題を把握し、活用の方向性を具体的に検討することができます。

利用希望者はイベント参加へのニーズや収益性、場所の使い勝手など、本番を検討する前に安心してお試し利用できます。

## 2 利用場所

県庁舎前敷地（正面前庭・県庁の森） 30,413㎡



左図の□（西側プロムナード）の利用を希望される場合も、お気軽にお問い合わせください。

### ●正面前庭でのイベント「ナイトマルシェ」



物販や、キッチンカーで飲食を提供しました  
また、DJによる音楽も流して、気分を盛り上げました🎵

### ●県庁の森でのイベント「朝ヨガ」



早朝に新緑の中、ヨガ(有料)を体験してもらい、  
心身ともにリフレッシュしていただきました！

### 3 利用期間

令和8年6月16日から令和9年3月31日まで（予定）

※ 利用期間は、最短1日から最長1か月程度とします。

※ 利用時間は個別に御相談ください。

### 4 費用負担

(1) トライアル・サウンディングによる利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、トライアル・サウンディング実施期間中は施設使用料を免除します。

（通常、1,000㎡(20m×50m)の敷地を利用してイベントを実施する場合には1日当り約6,100円かかります。）

(2) その他、応募や利用に関する費用は利用希望者の負担となります。

### 5 利用希望者の資格条件等

(1) 利用希望者の条件

(ア) 対象者

利用希望者は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、任意団体又は個人等とします。

(イ) 役割分担

利用希望者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、利用申込時に全ての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する者はトライアル・サウンディングの利用を希望することができません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第32条第1項各号に規定する指定暴力団員等又は新潟県暴力団排除条例の関連規定に該当する者
- ③ 利用申込の時点で新潟県知事から指名停止措置を受けている者
- ④ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- ⑤ 会社更生法及び民事再生法による更生・再生手続中の者

### 6 利用提案の要件

(1) 提案内容

提案内容は次の全てに該当するものとします。

- ① 確実に実施できるものであること
- ② 県庁舎前敷地の賑わいづくりに貢献するものであること
- ③ 県との事前協議に応じられるものであること

(2) 提案の対象外

次にいずれかに該当するものは提案の対象外とします。

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や異臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想されるもの
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

- ⑤ 公序良俗に反する、又は反社会的な活動
- ⑥ 他の利用を著しく妨げるもの
- ⑦ 設置目的及び施設利用に支障を来す恐れのあるもの
- ⑧ 県の財政負担を伴うもの
- ⑨ その他、県が本事業の趣旨に照らして不適切と判断するもの

## 7 利用までの流れ

1	利用希望の申込み	メール又は電話で利用申込みを行ってください。 E-mail : <a href="mailto:ngt010080@pref.niigata.lg.jp">ngt010080@pref.niigata.lg.jp</a> 電 話 : 0 2 5 - 2 8 0 - 5 0 6 5 又は 0 2 5 - 2 8 0 - 5 0 6 3
2	事前の打合せ	Web 又は面談にて、利用したい内容等、事前の打合せを行います。
3	利用可否の判断	打合せ内容を踏まえ、利用可否を判断します。
4	使用許可申請	採用された提案について、別途お渡しする必要書類をメール等で御提出ください。 E-mail : <a href="mailto:ngt010080@pref.niigata.lg.jp">ngt010080@pref.niigata.lg.jp</a> トライアル・サウンディングとして使用を許可します。
5	県庁前敷地の利用	提案内容に応じた利用実施 ※利用中に状況把握のため、モニタリングやヒアリングを行うことがあります。
6	利用の終了	利用終了後は原状回復のうえ、返還してください。
7	フィードバック	実績報告書（別紙様式）を作成し、提出してください。 必要に応じ、ヒアリングを実施します。

## 8 その他留意事項

### (1) 責任及びリスク分担の考え方

利用希望者が実施する事業については、利用希望者が責任を持って遂行してください。  
当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として利用希望者が負うものとします。

### (2) 利用の中止

次の場合は、利用を中止することがあります。

- ① 提案した利用内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、県から警告等が発せられても改善が見られない場合
- ② 安全対策が十分でない場合
- ③ 地震、風雨災害等の発生、又は発生が予見される場合

### (3) 使用許可の取消し

行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことがあります。

### (4) 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

### (5) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは利用希望者に帰属することとします。

### (6) 廃棄物の処分

利用に伴い発生した廃棄物は、全て利用希望者が処分するものとします。

(7) 県庁舎設備の利用

電気・ガス・水道等の設備は利用できません。

(8) 駐車場

実施期間中は利用希望者、イベント参加者とも県庁舎外来駐車場を無料で利用できるものとします(下図参照)。

(9) トイレ等

利用希望者及びイベント参加者は、行政庁舎1階のトイレ、水飲み場を利用してください。また、喫煙の際は屋外喫煙所を使用してください(下図参照)。

(10) 利用実績の公表

県のホームページ等において、利用実績の概要を公表することがあります。

9 連絡先

新潟県総務部管財課

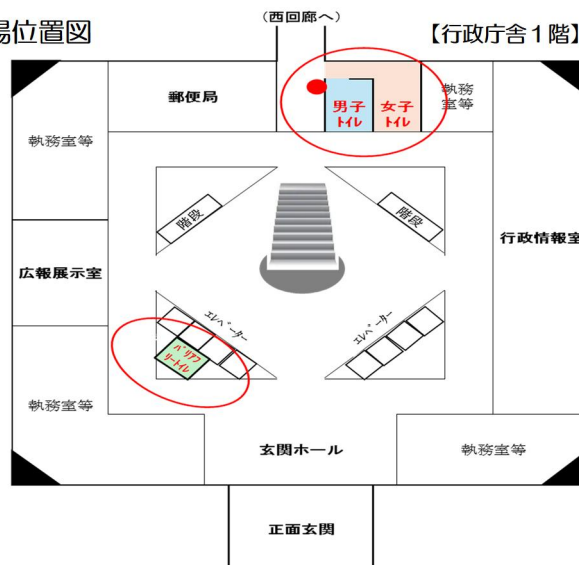
E-mail : [ngt010080@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt010080@pref.niigata.lg.jp)

- ・ 提案内容に関すること (庁舎施設班) 電話 : 025-280-5065 (直通)
- ・ 参加資格、要件に関すること (庁舎管理係) 電話 : 025-280-5063 (直通)

○ 県庁舎外来駐車場、屋外喫煙所位置図



○ トイレ、水飲み場位置図



10 附則

この要領は、令和8年6月16日から実施します。